京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会

平成19年度第1回 会議録

- (日 時) 平成19年9月14日(金)午後2時~3時20分
- (場 所) 京都産業会館2階 ミーティングルーム
- (出席者) 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査
 会委員(50音順)
 秋月委員、上原委員、直野委員、吉田委員
 (欠席:玉木委員)

広域連合事務局

山田副広域連合長、原事務局次長、中村業務課長、渡辺総務 課課長補佐

(議事の要旨)

1 開会

山田副広域連合長あいさつ 委員紹介 事務局職員紹介

- 2 会長の互選、会長職務代理者の指名等について 会長は、互選により秋月委員が選出された。 会長職務代理者には、会長の指名により吉田委員が指名された。 審査会の取扱いについて
 - ・ 原則として公開。ただし、審議内容が、個人情報保護条例に規定する 非公開情報に当たる場合は、会長と事務局との協議のうえ公開・非公開 の決定を行い、審議案件が非公開情報に当たるか否かの判断が困難な場 合は、審査会に諮ったうえで公開・非公開の判断を行う。
 - ・ 会議における発言は会長の許可を得てから行う。
 - ・ 委員の代理出席は認めない。
 - ・ 会議録は要点筆記とし、発言者名は記載しない。
 - ・審査会の開催に係る広報は、広域連合のホームページで行う。また、

会議録は公開するが、非公開情報に当たる審議案件は除く。

3 個人情報取扱事務の報告について

事務局から後期高齢者医療制度の概要について説明後、個人情報保護条例 第6条の規定に基づき、個人情報取扱事務について報告をした。

【委員】

データベース化された情報に対応する条例を別に定めているか。

定めているのであれば、内容の項目をどのように公開するのか、個人情報 保護取扱事務開始届出書と対応しているのか。

【事務局】

特に規定していない。

【委員】

本人以外から収集する場合の規定である第7条第3項第7号の記載が目に つく。本人以外から収集する場合は、ある程度説明できるようにしておかな ければならない。

情報公開請求あるいは個人情報開示請求に係る事務で本人以外から収集す る場合とはどんな場合か。

【事務局】

例えば、議員の報酬に係る情報公開請求が行われた場合、議会という他の 実施機関から情報を収集することとなる。

【委員】

他の実施機関から収集することから第3項(本人外収集)という取扱いなのか。

【事務局】

そうである。

【委員】

第7条第3項第7号の乱用がされると委員会ではカバーできなくなるので、 当該条項に該当する場合は、該当理由を説明できるようにしておいた方がよ いのではないか。 センシティブ情報については、法令に基づく場合あるいは事務の性質上必要不可欠であると認めるときは、例外的に収集可能とされているが、法令に 基づく場合は、根拠となる具体的な法令を開始届出書の様式に記載しておく ようにしてほしい。

【事務局】

記載する方向で対応したい。

【委員】

身分証明書の提出を求めるという説明があったが、身分証明書はコピーを とるのか。

【事務局】

当該身分証明書は、入札参加者の資格審査を行うに当たり、入札参加者が 破産者又は成年被後見人に当たらないことについての市区町村の証明である。

【委員】

身分証明書の写しを取る場合は、身分証明書に付随する ID など他の個人情報を入手してしまう場合があるため、付随する情報についても記載しておいてほしい。

【事務局】

一般的な身分証明書については、写しを取ることは予定していない。

【委員】

全部の事務においてオンライン結合による個人情報の提供はないとなって いるが、市町村とはオンラインでつながっていないという理解でよいか。

【事務局】

市町村に置く端末と窓口サーバと広域連合のサーバとはオンラインで結合 されているが、当該端末及び窓口サーバは広域連合が管理するものであり、 データも広域連合のものであるため、市町村とのオンラインの結合とはなっ ていない。

市町村システムにある住基・所得情報等は、光磁気ディスク(MO)を用い てバッチ処理により、広域連合のサーバに入力し、また保険料の徴収等に必 要な情報も同様の方法で行う。

【委員】

図の一番上では、オンライン処理との記載があるが。

【委員】

広域連合での内部処理という意味で使われている。

【委員】

データを入力する職員は市町村の職員であるが、端末は広域連合のものだ から(オンラインではない)という意味か。

【委員】

これらの個人情報の取扱いについては、広域連合の個人情報保護条例だけ ではなく、それぞれの市町村における個人情報保護条例も適用されることに なるのか。

【事務局】

市町村に設置している広域連合の端末までは市町村のセキュリティーポリ シーではなく、広域連合のセキュリティーポリシーが適用される。

【委員】

広域連合と市町村との事務の役割について、契約というか、法律上どこまで担保されているのか。

【事務局】

高齢者の医療の確保に関する法律において、保険料の徴収事務、被保険者の便益の増進に寄与する事務いわゆる窓口事務については、広域連合の事務ではなく、市町村が処理する事務として整理されている。

【委員】

広域連合の事務と市町村の事務が異なるのであれば、それぞれにおいて保 有する情報も異なるのか。

【事務局】

広域連合が持つシステムは、資格管理のシステム、保険料を計算するシス テム、給付のシステムであり、広域連合のサーバでデータもプログラムも動 いている。徴収、収納は市町村の事務となっている。同じ後期高齢者医療の 制度の中でも市町村の事務と広域連合との事務が分かれている。

【委員】

広域連合という仕組みは京都府で初めてなので、市町村の職員に対し、法 令に従って、市町村としての事務を広域連合という新しい仕組みのなかで行 うものであることを理解させ、浸透させていく必要がある。

一方、広域連合の事務局としては、よくないことが起こるとすればどうい うことが起こるのか、その場合法的なことも含めてどのような対応をとるの かということを整理しておいた方がよい。

他の都道府県の状況を調査研究のうえ準備をしておく必要があると思う。

【委員】

例えば住基ネットについては、市町村が慎重に対応しているかのように思 うが、それとの関係で言うとどうなるか。

【委員】

住基ネットとはかなり性質が異なると思う。住基ネットは全国の市町村が ネットワークでつながっているため、リスクポイントを洗うとなるとネット ワークの先から先まで洗わなければならないが、このシステムでは、電子的 な情報の出入りの部分と窓口業務の部分に限られると考えられる。加えて、 市町村と広域連合とのネットワークがセキュアであることが必要である。

【委員】

他の広域連合とのオンライン結合の可能性はあるのか。

【事務局】

ない。

【委員】

他の広域連合への住民の異動があった場合に、例えば保険料の未収の情報 などデータをやり取りすることはないのか。

【事務局】

保険料の未収があっても、異動があれば、情報は一旦途切れることになる。 異動先の広域連合で新たに加入するだけである。

【委員】

保険料未収についての責任を負うのは広域連合か市町村か。

【事務局】

市町村が負う。

【委員】

ここで記載されている被保険者管理とは、保険料の徴収がどの程度されて いるのかということまで含まれるのか。

【事務局】

含まれる。

【委員】

徴収できているか否かの情報は市町村でも広域連合でも持つのか。

【事務局】

原則的には持つことになる。個々の端末操作については、システムが完了 した時点で操作研修を行うことを予定している。個人情報の取扱いについて も研修のなかで重要性について認識させるということで対応したい。

【委員】

確認であるが、このシステムが動き出す前には、個人情報取扱事務として の報告が行われるということか。

【事務局】

これらの業務は、先ほど報告した個人情報取扱事務に含まれているもので ある。

【委員】

市町村から提供される住基情報には住基番号は入っているのか。

【事務局】

入っていない。

4 その他

次回の審査会の開催について

議題

個人情報取扱事務の目的を超えて実施機関外へ情報提供することに対す る審査会の意見聴取を予定

開催日程

12月下旬頃

閉会